

新聞購読中に契約更新の勧誘



帰ってくれず困惑し、契約したが...

「新聞の契約更新をしつこく勧誘され、契約してしまったが解約したい」と相談がありました。

更新契約であっても契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフが活用できます。

また、強引な勧誘やウソの説明、過剰な景品など、不適切な勧誘行為は解約できる場合があります。

ドアを開ける前に相手を確認、購読の意思がなければ、その場ですぐに断りましょう。

トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ